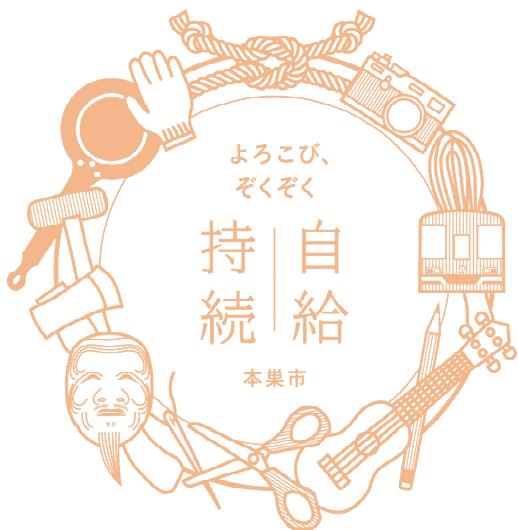


旧もとす合同庁舎跡地活用アイデア市場調査

実施要領



本巣市
令和8年2月

1. 調査の概要、目的

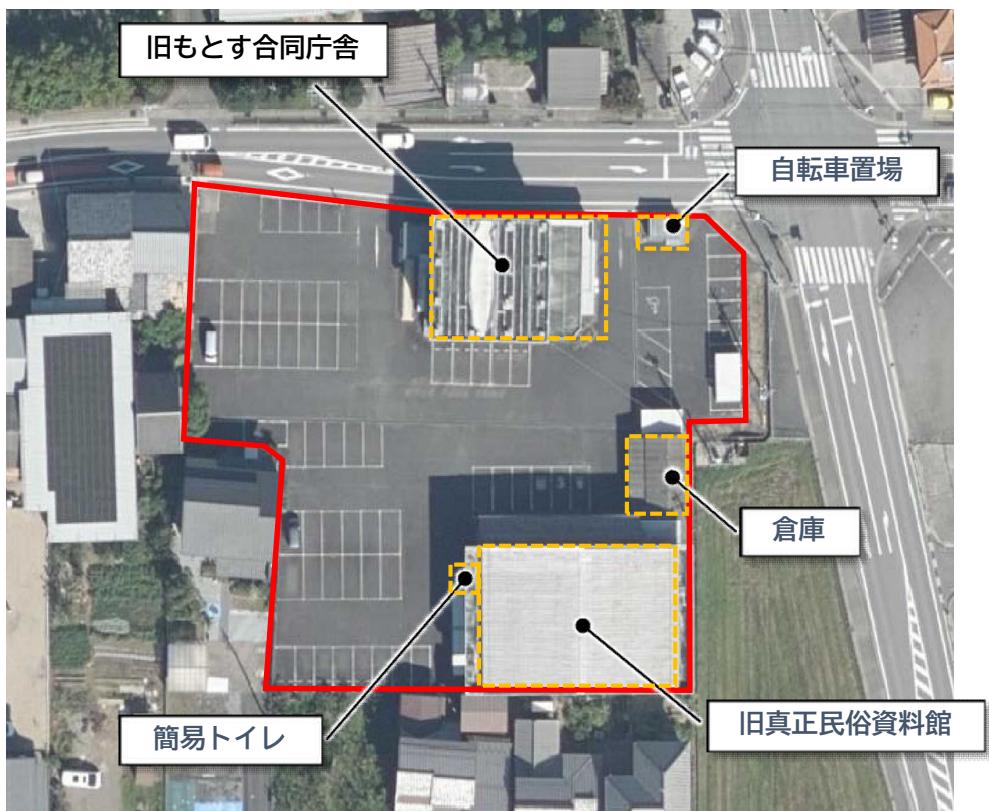
平成 16 年 2 月の合併以降、本施設はもとす広域連合の本庁舎として利用されてきました。築 50 年以上が経過し耐震補強も未実施で老朽化が進んだため、平成 29 年 9 月以降は基本的に空き家となりましたが、一部は短期的に現場事務所等として貸付を実施していました。令和 7 年 11 月から令和 8 年 1 月まで建物の解体を条件とした売却を目的に公募型プロポーザルを実施しましたが、応募がありませんでした。

そのため、市では今後の有効活用を図るためにあたり、幅広く活用アイデアを募るとともに、事業者からのご意見を踏まえ、今後の活用方法検討の重要な材料とするため、アイデア募集調査を実施します。

2. 事業用地概要



所在	岐阜県本巣市宗慶字石田大道下 365 番 1 ほか 1
土地	3,424.51 m ²
建物	旧もとす合同庁舎／旧真正民俗資料館／倉庫 ほか
都市計画	用途地域：特定用途制限地域 建ぺい率：60% 容積率：200%
近隣施設	真桑小学校／真桑幼稚園／民家
その他	文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地 耐震補強未実施



事業用地位位置図（詳細）



3. 前提条件

本調査の前提となる基本的な条件は以下のとおりです。

- ・対象地の活用方式（売却、貸付といった所有形態、管理・運営方法等）は設定していませんので、自由にご提案ください。
- ・対象地内の既存建物は、解体もしくは現状渡しを想定していますので、自由にご提案ください。
- ・民間主導による活用を想定しています。
- ・現時点で、施設を建てなければならないといった条件は設けていません。
- ・以下に係る用途については認められません。
 - 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)に定めるところの性風俗関連特殊営業に係る事業
 - 騒音、振動など近隣環境を損なうと予想される用途
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)に定める暴力団およびその構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途

4. 調査内容

様式1により、各項目についてアイデアやご意見をお聞かせください。

市の考えは以下のとおりです。

- ・周辺環境との調和に配慮し、地域に貢献できるアイデアを求めていきます。
- ・用途地域の活用条件等を踏まえ、活用アイデアをお聞かせください。
- ・土地形状など、条件により提案が困難な場合は、支障となる条件をお聞かせください。
- ・土地活用の検討に当たっては、一体活用、一部（分割）活用のいずれも可能です。
- 一部（分割）活用の場合、その理由などもあわせてお聞かせください。

5. 調査実施に関する事項

(1) スケジュール

項目	期間
実施要領公表	令和8年2月12日（木）
質疑の受付	令和8年2月12日（木）～令和8年3月31日（火） 15時
質疑への回答	随時
アンケートシート等の受付	令和8年2月12日（火）～令和8年4月24日（金） 15時

※現地見学を希望される場合はご相談ください。

(2) 参加者の備えるべき要件

①本調査への参加方法

本調査へは以下の形態で参加できます。

- (ア) 単独の法人等(法人格を有していること、法人税法(昭和40年法律第34号)第3条の規定に基づき法人税法の適用を受けている人格のない社団、個別の根拠法に基づき設立されている組合(有限責任事業組合等)等をいいます。海外の法人等についてはこの定義に準拠し、個別に判断するものとします。)
- (イ) 複数の法人等によるグループ(グループを構成する場合は、代表法人を定めてください。)

②参加者の要件

本調査に参加できる方は、以下の要件を満たす者とします。

- (ア)法人等であること(個人での応募はできません。)。
- (イ)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (ウ)客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の(a)から(e)の要件に該当する者でないこと。
- (a)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
- (b)民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがな

されている者

(c)破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

(d)会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者

(e)銀行取引停止処分がなされている者

(エ)自己または自社もしくは自社の役員等が、次の(a)から(g)のいずれにも該当する者でないこと。

(a)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下この項において「法」といいます。)第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。)

(b)暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。)

(c)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

(d)暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

(e)暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(f)上記(a)から(e)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

(g)無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている者

(オ)前各号に掲げるもののほか、公序良俗に反する利用を行う者でないこと。

（3）質疑の受付

- ・受付期間は令和8年2月12日（木）から令和8年3月31日（火）15時までです。
- ・電子メールでのみ受け付けます。様式2により質問書を作成し、メールに添付してください。
- ・電子メールの件名は「旧もとす合同庁舎跡地活用調査」としてください。
- ・送信先は「9.事務局」に記載のメールアドレスとします。
- ・送信後は電話（財政課直通 058-323-5193）により受信確認をお願いします。

（4）質疑への回答

- ・送信元メールアドレス宛にメールにて回答します。
- ・併せて、質問と回答の内容を市ホームページにも掲載します。
- ・市ホームページには事業者名や、事業者名の推察が可能な個別名称等は掲載しません。
- ・市ホームページへの掲載に当たっては、事前に市から掲載内容の確認をすることがあります。

(5) アンケートシートの受付

アンケートシートの受付

- ・令和8年2月12日(木)から令和8年4月24日(金)15時までにアンケートシート等(下表)を事務局に提出してください。
- ・提出方法は電子メールとし、送信後は電話(財政課直通058-323-5193)により受信確認をお願いします。

書類	様式
アンケートシート	様式1(Wordデータ)
その他、説明に必要な資料	提出は任意とします。 (イメージパース／類似施設パンフレット／各種図面／事業スキーム図／スケジュール表など)
法人等の会社案内等	提出は任意とします。 提出する場合は、4MB以内としてください。

※アンケートシートの内容を踏まえ、必要に応じてヒアリングのお願いなど個別連絡させていただくことがあります。その際は、ご協力をお願いします。

6. 知的財産の取扱方針

(1) 本調査の内容に係る知的財産の取扱について

本調査の内容については、参加者の個別の知見・ノウハウが含まれているため、これらの知的財産の保護については、以下の通り取り扱います。

- (ア) アンケートシート、必要に応じて実施する個別ヒアリングの内容に係る著作権等は、申込者に帰属するものとします。
- (イ) (ア)については、本巣市情報公開条例(平成16年本巣市条例第8号)第6条第1項第3号に該当する情報として、不開示とします。ただし、開示請求があった場合に申込者が開示することを承諾した場合は、この限りではありません。

(2) 調査結果の公表について

調査結果について、概要の公表を予定しています。

公表は、民間事業者のアイデアやノウハウを知的財産の観点から保護するため、参加者名やノウハウ等に関する詳細な提案内容は非公開とします。

(3) 市による調査結果の使用について

市は、本事業実施に係る意思決定を行うための府内検討用の資料の作成にあたり、議事録等の内容を利用できるものとします。また、外部(地元関係者、議会、報道機関等)に対する情報提供のために、上記府内検討用の資料を使用する場合があります。この場合、参加者やアンケートシートや個別ヒアリングの内容が特定できない範囲で一般化した情報のみを掲載する予定ですが、必要が生じた場合、申込者に対して、個別に許諾を求めることがあります。

7. その他

(1) 要領の修正等

本要領に修正、変更、追加等があった場合は、速やかに市ホームページで公開します。

(2) 本調査の凍結・中止

市は、天変地異、政策変更等により、やむを得ない事情のある場合は、本調査を凍結し、または中止する場合があります。

(3) 損害賠償規定

本調査の実施およびその結果等に関連する事項につき、故意または過失のいかんを問わず、申込者が第三者に損害を生じさせても、市は一切これを補償しません。

(4) 本要領等の目的外利用の禁止等

市から提供された関連資料等は、本調査およびその参加のために利用する以外は利用を認めません。

(5) 本調査への参加費用の負担

本調査への参加に係る費用については、各申込者の負担とします。

(6) 参加事業者の取扱い

本調査への参加実績は、事業者公募における優位性を持つものではありませんが、提案いただいた内容が公募条件等に反映される可能性があります。

8. 参考資料

本巣市の目指すまちづくりや都市計画については、下記資料を参考としてください。

本巣市第2次総合計画（後期基本計画）

<https://www.city.motosu.lg.jp/0000001581.html>

本巣市都市計画マスターplan

<https://www.city.motosu.lg.jp/0000000817.html>

本巣市都市計画（用途地域の確認も本ページでご案内しています。）

<https://www.city.motosu.lg.jp/0000000812.html>

本巣市景観計画

<https://www.city.motosu.lg.jp/0000000881.html>

9. 事務局

本巣市役所 総務部 財政課 管財契約係

住所：〒501-0491 岐阜県本巣市早野255番地

電話：058-323-5193（直通）

メールアドレス：zaisei@city.motosu.lg.jp